

参考資料

1. 区立施設におけるアスベスト含有材の除去方針（抜粋）

<アスベスト含有材と区の対応>

		一般名称	区の対応
ア ス ベ ス ト 含 有 材	飛散性アスベスト含有建材	吹付けアスベスト ・吹付けアスベスト（石綿吹付け） ・吹付けロックウール（岩綿吹付け） ・吹付けパーミキュライト（ひる石吹付け）	<除去方針1> ・学校は、1年以内（16年夏休み終了まで）に除去 ・区立施設は15～17年度に除去 <除去方針2>
	アスベスト含有吹付け材	・パーライト吹付け ・ゾノライト吹付け ・発泡けい酸ソーダ吹付け ・砂壁状吹付け材 ・有機質吹付け材 ・石綿発泡体 等	・追加調査の結果を踏まえ、除去方針1と同様に除去 <除去方針3> ・囲い込み等により適切に管理されているアスベストは、改修時等に成分分析調査を行った上で、除去
	アスベスト含有保温材	アスベスト含有保温材として ・石綿保温材 ・けいそう土保温材 ・はっ水性パーライト保温材 等 アスベストを含有する耐火被覆板として ・繊維混入けい酸カルシウム板 等	<除去方針4> ・改修時等に成分分析調査を行った上で、除去
	アスベスト含有建材	・石綿スレート ・石綿セメントパーライト板 ・パルプセメント板 ・石綿セメントけい酸カルシウム板 ・化粧石綿セメント板 ・住宅屋根ふき用石綿スレート 等	<除去方針5> ・法令に基づき適切に処理

* . . . の一般名称は、「建築物の解体工事に係るアスベスト飛散防止対策マニュアル」（東京都環境局）に基づく。 の一般名称は、「建築物解体等に係るアスベスト飛散防止対策マニュアル」（環境庁アスベスト飛散防止対策研究会監修）に基づく。

（参照 HP：<http://www.city.nerima.tokyo.jp/kikaku/asbest/>）